



A. 概要説明

本手順は、Bellevue市が管理するプログラム、施設またはアクティビティに関連して 1990年 Americans with Disabilities Act (米国障害者法) に基づき提出されたあらゆる苦情をカバーするものです。本手順は苦情申立人が他の州または連邦機関に対して公式に苦情を提出する権利を否定するものではなく、差別またはアクセス権に対する障害を訴える苦情について私選弁護士を求める権利を否定するものでもありません。市レベルで非公式に苦情を解決するためにあらゆる努力がなされることとなります。影響を受ける当事者と指定仲裁人との間での非公式の仲裁会議という選択肢が解決のために利用されることがあります。いかなる種類の脅迫や報復も法律により禁じられています

B. 手順

1. ADAに規定する差別の対象になったりアクセス権に対する障害に直面したと信じる個人、個人のグループまたは実体は、指定したADAコーディネーターに書面で苦情を提出することができます。公式の苦情は主張に係る事実の発生から180暦日以内に提出する必要があります。市は、口頭でなされた苦情に対して公式に行動または回答することはありません。
2. 書面での苦情を受け取ったら、指定されたADAコーディネーターは、市の他の部署と相談のうえ、その管轄、受容性、追加情報の必要性および苦情について調査するメリットを判断します。
3. Bellevue市に対する苦情がある場合、市は外部機関に調査の実施を要求することがあります。市の外郭団体、コンサルタントまたは市との契約に基づく請負業者に対する苦情がある場合、当該苦情は適切な部署および/または部門に15暦日以内に通知され、市は、当該苦情について調査するか、第三者に調査実施を要求するかを判断します。
4. 市が行動方針について決断したら、苦情申立人と被告には、書面で5暦日以内にかかる決定について通知されます。苦情は指定されたADAコーディネーターの記録に入ります。
5. Bellevue市が苦情の調査を想定する場合、市は、被告に書面で主張に応答する機会を提供します。被告は受領後10暦日以内に市に主張に対する答弁書を提出します。
6. 苦情の受領後60日以内に指定されたADAコーディネーターまたは第三者調査者は、適切な部署の部長または市のマネージャに宛てた書面での調査報告を調製します。報告書には、事件の経緯に関する説明、面談した人物の素性、知見および処分に関する推奨事項が含まれます。

7. 推奨事項は市の弁護士事務所によって検討され、弁護士事務所は、報告書および推奨事項について、指定されたADAコーディネーターおよびその他該当部署の職員と話し合うことができます。報告書は必要に応じて修正され、両当事者に開示するため、最終確定します。
8. 調査報告書が確定したら、15日以内に各当事者へのブリーフィングが予定されます。苦情申立人と被告はブリーフィングの際報告書の写しを受領し、各々の不服申立に関する権利について通知されます。
9. 苦情申立人または被告において、主張に係る差別的プラクティスの調査結果に不満がある場合、当該決定をアメリカ合衆国Department of Justice (司法省)に不服申立する権利について知らされます。苦情申立人がUSDOJ (アメリカ合衆国司法省)に不服を申立てられる期間は、該当する機関の最終決定から180暦日です。以前に検討されなかった新たな事実が明らかにならない限り、調査機関による最終決定の再審査は利用できません。
10. 指定されたADAコーディネーターは、苦情の年間ログを維持し、ログには提出された苦情ごとに以下の情報を含むものとします：
 - 苦情を提出した者の氏名および住所
 - 苦情の日付
 - 苦情の根拠
 - 苦情の処分
 - 苦情の状況

